

区分	M その他(1/2)	表中受入数量は1法人(者)1日最大量 福岡市一般廃棄物収集運搬許可業者による家庭系廃棄物の搬入の場合は、表中「事業者による搬入は不可」としている廃棄物についても原則受け入れる		
廃棄物の種類	具体例	搬入条件		受入施設 受入数量
化粧品及び 化粧容器		容器が可燃性のもの、ゲル状・ペースト状の内容物	液状の内容物はウエス、紙類に含ませること 液状の場合、事業者による搬入は不可	工場300kg
		金属容器のもの	洗浄等により、内容物を除去し、火災等の危険性がないよう処理すること。 容器は開放しておくこと	資源化センター 100kg
		上記以外のもの(ガラス容器など)	内容物を除去し、容器は開放しておくこと	埋立場1トン かつ1m ³
洗剤	粉末・液体・固形	容器が可燃性のもの	液体はウエス、紙類に含ませること 液状の場合、事業者による搬入は不可	工場300kg
ワックス・着火剤	液体・固形	容器が可燃性のもの	液体はウエス、紙類に含ませること 液状の場合、事業者による搬入不可	工場300kg
保冷剤(ゲル状)		容器が可燃性のもの		工場300kg
動物の糞		臭気を発しないようにすること	畜産農業から排出される獣畜、鶏等の糞は搬入禁止 乾燥させ、50kg以下の可燃性容器詰めすること	工場300kg
肥料・堆肥(コンポスト)		臭気を発しないようにすること	可燃性容器詰めすること(1個あたり50kg以下)	工場300kg
ペットのトイレ砂		可燃物 臭気を発しないようにすること	可燃性容器詰めすること(1個あたり50kg以下)	工場300kg
		不燃物 臭気を発しないようにすること		埋立場10kg かつ0.03m ³
オイルフィルター		金属を分離したもの	油は洗浄すること	工場5個
		上記により分離した金属及び金属が分離できないもの	油は洗浄すること	資源化センター 5個
燃え殻・炭(特別管理産業廃棄物を除く)	炭	(完全に消火されている可燃物) 臨海工場、西部工場 2m以下×1m以下×直径(厚み)25cm 東部工場 1m以下×1m以下×直径(厚み)25cm	事業者の搬入時は特別管理産業廃棄物に該当しないことが確認できる場合のみ受入	工場4トン
	燃え殻	(完全に消火されている不燃物)	同上	埋立場100kg かつ0.1m ³
神具・仏具類	仏壇・神棚	可燃性のもの	原型をとどめないように処理すること	工場4トン
		不燃性のもの(厚み3.2mm以上の鉄板、直径4.5mm以上の丸鋼及び板バネ、鋳物、スプリングを含まないもの)2m以下×1m以下×0.7m以下	事業者による搬入は不可 原型をとどめないように処理すること	資源化センター 100kg
		不燃性のもの(上記以外のもの)	事業者による搬入は不可 原型をとどめないように処理すること	埋立場 100kg かつ0.05m ³
シカゲル			可燃性容器詰めすること(1個あたり50kg以下)	工場300kg
焼却灰		福岡市焼却灰受入要綱による 搬入する施設との事前協議による		埋立場100kg かつ0.1m ³
土砂・汚泥	事業者が排出する土砂・汚泥	・含水率70%以下のもの ・有害物(薬品、油、廃液等)を含まないもの ・金属、可燃物、アスファルト等が混入していないもの	土砂は、原則として民間の残土処分場を利用すること	埋立場6トン かつ3m ³
	家庭から排出される家庭菜園等の土砂	上記により判断がつかない場合は、搬入する施設との事前協議による	事業者による搬入は不可	埋立場 500kg かつ0.5m ³

区分	M その他(2/2)	表中受入数量は1法人(者)1日最大量 福岡市一般廃棄物収集運搬許可業者による家庭系廃棄物の搬入の場合は、表中「事業者による搬入は不可」としている廃棄物についても原則受け入れる		
廃棄物の種類	具体例	搬入条件		受入施設 受入数量
石碑・墓石		40cm×直径(厚み)25cm以下	墓石については戒名等を削除し、形体をとどめないようにすること	埋立場2トン かつ1m ³
非感染性廃棄物 (医療機関等※から 排出された非感染性 の廃棄物) 産業廃棄物は搬 入禁止 ※医療機関等:病 院、診療所、衛生 検査所、介護老人 保健施設、介護医 療院、助産所、動 物の診療施設、医 学・歯学・薬学・獣 医学に係る試験研 究機関		(可燃物(紙(再利用できないもの)・繊維等)) 臨海工場、西部工場 2m以下×1m以下 厚み25cm 東部工場 1m以下×1m以下 厚み25cm	禁忌品(再資源化に適さない材質のもの)のみ受け入れる。リサイクル可能な紙は、機密書類であっても搬入禁止 管理責任者発行の非感染性証明詳細リストを施設に持参または事前送付(搬入先施設側が事前了承した場合はE-mail使用可)の上搬入すること	工場2トン
		可燃物(プラスチック)	搬入禁止 処理業者の問合せ先 福岡県産業資源循環協会 Tel 651-0171	
		金属、ガラス、陶磁器、汚泥等の産業廃棄物	その他 福岡市産業廃棄物指導課 Tel 711-4303	
おもつ(上記医療機関等から排出されたものを除く)			可燃性容器詰めすること(1個あたり50kg以下)	工場2トン
乾電池・リチウム一次電池		コイン型リチウム一次電池は絶縁処理を行うこと	ボタン型電池、充電式電池・蓄電池は搬入禁止	埋立場100kg かつ0.05m ³
犬・猫等動物の死体		搬入可能施設は東部工場のみ ※収集運搬を希望する場合 もしくは東部工場休場の場合は 下記へ連絡 井ノ口商会(Tel 671-3895)	畜産農業から排出される獣畜、鶏等の死体は搬入不可 可燃性の箱または袋等に入れて搬入すること ただし、大型(1m以上)の場合及び複数搬入の場合は、東部工場(Tel 691-2999)と事前協議をすること	東部工場 のみ
自転車、リヤカー、一輪車(乗用・荷運搬用)のタイヤ		普通車等の車両用・原動機付き自転車・二輪車のタイヤ、農耕用車両、重機などのタイヤは搬入禁止(別表第4参照) ※自転車・一輪車及びリヤカー本体は「F金属くず類」参照	(金属製ホイールのついたもの) 事業者による搬入は不可	资源化センター 300kg
			(タイヤのみのもの) 金属製バルブ等は除去し资源化センターへ搬入すること	工場50kg
浴槽(ガラス繊維(グラスファイバー)、FRP製)	人造大理石浴槽 人工大理石浴槽	2m以下×1.5m以下かつ2m ³ 以下 ※浴槽(木製)は「A木・竹くず類」参照 ※浴槽(ホーロー・ステンレス製)は「J金属及びガラス複合物」参照		埋立場1トン かつ1m ³
活性炭			可燃性容器詰めすること(1個あたり50kg以下)	工場 4トン
使い捨てカイロ、かん付けカップ酒の容器(使用済みのもの)			未使用のものは搬入禁止	埋立場10kg かつ0.03m ³